

許可申請の手引き（案）の修正箇所（R7.12→R8.3）

【制度編】

項番	項目	修正内容
全般		旧「第5章様式集」を【巻末資料編】に移動
全般		様式番号を「国様式第〇号」及び「県様式第〇号」に修正
全般		誤字、脱字及び様式の見直しに伴う修正
全般		記載例を含む「審査編」を追加
P12	1.7.2 (1) 崖の考え方	「硬岩盤」及び「風化の著しい硬岩盤」についての例示を追記
P29	規制対象外の工事	イメージ図の挿入箇所の修正及び削除
P30	1.10 (1) 国又は都道府県の工事の特例	協議の場合でも許可工事と同様に「標識の掲示」、「中間検査」、「定期報告」及び「完了検査」が必要であることを追記
P30	1.10 (2) 都市計画法第29条に規定する開発許可を受けている工事の特例（みなし許可）	都市計画法の許可により盛土規制法に基づく許可を受けたとみなされる行為を追記
P40	2.4 土地所有者等の同意	土地所有者が公共機関である場合の取扱いを追記
P40	2.4 土地所有者等の同意	「同意者一覧表」への法定外公共物等での無地番箇所の記載方法を追記
P41	2.5 住民への周知	周知措置範囲に住民がない場合の取扱いを追記
P44-51	2.6.1 許可申請に必要な書類等	添付書類の見直し及び設計図書に明示すべき事項の追記
P55	2.6.2 (4) 規制開始時点で既に行われている工事の届出	図面に明示すべき事項の追加
P56	2.6.3 国等協議の申出に必要な書類等	協議の場合は、手数料が不要であることを追記
P57	2.7 標準処理期間	現時点で標準処理期間は定めないため、申請日の目安を追記
P59	2.9 許可等の公表	公表事項の追記
P60	3.1 標識の掲示	標識の掲示は、「既着手届出工事」及び「擁壁等の除去工事に関する届出工事」は対象外であることを追記
P61	3.1 標識の掲示	標識のイメージ図を修正
P62	3.2.1 変更許可申請	変更許可申請及び国等協議の場合の変更協議について、事前相談をすることを追記
P70	3.4 検査・定期報告	各検査項目及び写真撮影項目を追記
P82	3.7.2 土地の保全における着眼点	大地震時、豪雨時の点検に係る点検時期を修正し、被災が確認された場合の報告を追記

【技術的基準編】

項番	項目	修正内容
P1	1.1 土地の形質の変更	概念図での重複説明箇所を削除
P9	2.1.5 (1) 盛土のり面の形状	表 2.1.6 盛土のり面の形状の項目「排水対策」に記載の“必要に応じて”を削除し、具体的な条件に修正
P20	2.2.1 (1) 切土のり面の勾配	「擁壁等の設置を要しない勾配」の適用条件を追記
P25	3.1.1 (2) 擁壁を要しない崖面	同上
P93	7.2.2 地下水排除工の種類と役割	集水性が高い場合等での暗渠排水工の排水流量算定に当たる降雨強度を追記